

### 7 短時間労働者労働時間延長コース内訳

①	特定適用事業所、任意特定適用事業所のどちらかに該当する場合はチェックをしてください。	<input type="radio"/> 特定事業所 <input type="radio"/> 任意適用特定事業所 <input type="radio"/> いずれでもない
②	今年度中における短時間労働者労働時間延長コースの支給申請の有無（今回の支給申請人数を除く）。 ※「有」の場合は、前回の支給申請人数を記入してください。	<input type="radio"/> 有（　　）人 <input type="radio"/> 無
③	週所定労働時間を延長後に社会保険の被保険者となっているか。	<input type="radio"/> なっている <input type="radio"/> なっていない
④	対象労働者が、労使合意に基づき社会保険の適用拡大の措置を実施した事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条第1号に規定する血族のうち3親等以内の者、同条第2号に規定する配偶者及び同条第3号に規定する姻族をいう。）に含まれるかどうか（含まれる場合は、⑧欄対象労働者の「3親等以内親族」項目にて「○」を記入してください。）。	<input type="radio"/> 含まれない <input type="radio"/> 含まれる
<b>事業主確認欄</b> 記載内容について間違いのないことを確認しました ※ 記載内容に虚偽が発覚した場合、助成金の不正受給として事業所名公表や刑事告発等を行う場合がありますので、記載内容に誤りがないか、必ずご確認ください。 申請代理人が不正受給に関与した場合や不正の事実を知っていて黙認した場合、申請代理人に返還の連帯債務を負っていただきます。 令和　　年　　月　　日（事業主名） （代理人または事務代理者・提出代行者の場合のみ） 令和　　年　　月　　日（代理人・事務代理者・提出代行者）		

⑤ 支給申請額

< 1. 週所定労働時間の延長が5時間以上の場合 >

対象労働者 支給申請額 (A)

人	×	支給単価 <input type="radio"/> 中小企業 22万5,000円 <input type="radio"/> 大企業 16万9,000円 ※ 生産性要件に係る支給申請の場合 <input type="radio"/> 中小企業 28万4,000円 <input type="radio"/> 大企業 21万3,000円	=	円
---	---	---	---	---

< 2. 週所定労働時間を1時間以上2時間未満延長し、延長後の

対象労働者 支給申請額 (B)

人	×	支給単価 <input type="radio"/> 中小企業 45,000円 <input type="radio"/> 大企業 34,000円 ※ 生産性要件に係る支給申請の場合 <input type="radio"/> 中小企業 57,000円 <input type="radio"/> 大企業 43,000円	=	円
---	---	---	---	---

< 3. 週所定労働時間を2時間以上3時間未満延長し、延長後の

対象労働者 支給申請額 (C)

人	×	支給単価 <input type="radio"/> 中小企業 90,000円 <input type="radio"/> 大企業 68,000円 ※ 生産性要件に係る支給申請の場合 <input type="radio"/> 中小企業 11万4,000円 <input type="radio"/> 大企業 86,000円	=	円
---	---	---	---	---

< 4. 週所定労働時間を3時間以上4時間未満延長し、延長後の

対象労働者 支給申請額 (D)

人	×	支給単価 <input type="radio"/> 中小企業 13万5,000円 <input type="radio"/> 大企業 10万1,000円 ※ 生産性要件に係る支給申請の場合 <input type="radio"/> 中小企業 17万円 <input type="radio"/> 大企業 12万8,000円	=	円
---	---	--	---	---

< 5. 週所定労働時間を4時間以上5時間未満延長し、延長後の

対象労働者 支給申請額 (E)

人	×	支給単価 <input type="radio"/> 中小企業 18万円 <input type="radio"/> 大企業 13万5,000円 ※ 生産性要件に係る支給申請の場合 <input type="radio"/> 中小企業 22万7,000円 <input type="radio"/> 大企業 17万円	=	円
---	---	---	---	---

支給申請合計額 (A) + (B) + (C) + (D) + (E) = 円

⑥ 対象労働者	番号	氏名	雇用保険被保険者番号	週所定労働時間を延長した日	週所定労働時間延長後6か月分の賃金を支給した日（第2面の「支給申請期間」をご参照ください。）	a 延長前平均実労働時間	b 延長後所定労働時間	c 延長時間数 (b-a)	d 延長後の昇給率 (%) (cが5時間未満の場合のみ記入)	3親等以内親族
	1			年 月 日	年 月 日	時間	時間	時間	%	
	2			年 月 日	年 月 日	時間	時間	時間	%	
	3			年 月 日	年 月 日	時間	時間	時間	%	
	4			年 月 日	年 月 日	時間	時間	時間	%	
	5			年 月 日	年 月 日	時間	時間	時間	%	

### 支給申請期間

短時間労働者の労働時間延長を行った場合、対象労働者に週所定労働時間延長後6か月分（週所定労働時間の延長を行った日が賃金締切日の翌日でない場合は、週所定労働時間の延長を行った日以降の最初の賃金締切日後6か月分。いずれも勤務をした日数が11日未満の月を除きます。）の賃金（時間外手当等を含みます。）を支給した日（※）の翌日から起算して2か月以内に申請してください。

（※）就業規則等の規定により、時間外手当を実績に応じ基本給等とは別に翌月等に支給している場合、6か月分の時間外手当が支給される日を賃金を支給した日とします（時間外勤務の実績がなく、結果として支給がない場合を含みます。）。

### 記入上の注意

この様式は、次の点に注意して記入してください。

- ①欄については、  
公的年金制度の財政基盤および最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）附則第17条に規定する特定適用事業所（いわゆる従業員501人以上企業）に該当する場合には「特定適用事業所」にチェックをしてください。  
公的年金制度の財政基盤および最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）附則第17条第5項の申出をし、任意特定適用事業該当通知書の交付を受けた事業所に該当する場合には「任意特定適用事業所」にチェックをしてください。
- 事業主確認欄は、記載の内容について誤りがないことを確認し、事業主の氏名を記載してください。なお、社会保険労務士等による代理人等の場合は、当該代理人等についても氏名を記載してください。
- ⑤欄は支給申請額およびそれに関係する事項等について記入してください。
- ⑥欄については対象労働者について記入してください。  
⑥欄の「d 延長後の昇給率（％）」には、週所定労働時間延長後の基本給昇給率を小数第1位（小数第2位以下切捨て）まで記入してください。  
対象労働者が週所定労働時間の延長を行った事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条第1号に規定する血族のうち3親等以内の者、同条第2号に規定する配偶者及び同条第3号に規定する姻族をいう。）に該当するかどうかについて記入してください。
- 用紙が不足する場合は、様式第3号（別添様式7）（継紙）に記載し、本紙に添付してください。

### 添付書類

短時間労働者の労働時間延長支給申請を行う場合は、支給申請書（様式第3号）および本様式（別添様式7）に、次の書類（**原本または写し**）を添付してください。

- 共通  
イ 支給要件確認申立書  
ロ 支払方法・受取人住所届  
ハ 管轄労働局長の認定を受けたキャリアアップ計画書  
ニ 対象労働者の週所定労働時間の延長前および延長後の雇用契約書または労働条件通知書等（船員法第32条の規定により船員に対して明示しなければならない書面を含みます。）  
ホ 対象労働者の賃金台帳または船員法第58条の2に定める報酬支払簿（週所定労働時間の延長前6か月分（週所定労働時間延長の適用を受けた日の前日から6か月前の日までの賃金に係る分。）および延長後6か月分（当該適用を受けた日から6か経過する日までの賃金に係る分。））。ただし、延長前後6か月の週所定労働時間の差が5時間以上であって、延長後6か月の週当たりの平均実労働時間の差が5時間以上である場合に該当する場合には、延長後については6か月分（当該適用を受けた日から6か経過する日までの賃金に係る分。）。  
ヘ 対象労働者の出勤簿、タイムカードまたは船員法第67条に定める記録簿等出勤状況が確認できる書類（週所定労働時間の延長前6か月分および延長後6か月分。）  
ト 特定適用事業所（公的年金制度の財政基盤および最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）附則第17条第1項に規定する特定適用事業所）である場合は、特定適用事業所該当通知書  
チ 任意特定適用事業所（公的年金制度の財政基盤および最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）附則第17条第5項の申出をし、任意特定適用事業該当通知書の交付を受けた事業所である場合は、任意特定適用事業所該当通知書
- 中小企業事業主である場合  
イ 企業の資本の額または出資の総額により中小企業事業主に該当する場合  
登記事項証明書、資本の額または出資の総額を記載した書類等  
ロ 企業全体の常時使用する労働者の数により中小企業事業主に該当する場合  
事業所確認表（様式第4号）  
なお、中小企業の範囲は下表のとおりです。

小売業（飲食店を含む）	資本額または出資額が5,000万円以下、または常時雇用する労働者の数が50人以下
サービス業	〃 5,000万円以下、または 〃 100人以下
卸売業	〃 1億円以下、または 〃 100人以下
その他	〃 3億円以下、または 〃 300人以下

  
ハ 基本給及び定額で支給されている諸手当を新たに社会保険の被保険者となる前と比べて減額していないこと、並びに延長後6か月において社会保険の被保険者であること及び延長後6か月分（勤務をした日数が11日未満の月は除く）の賃金（時間外手当等を含む）が支給されていることについての対象労働者本人の確認書
- 生産性要件に係る支給申請である場合  
生産性要件算定シート（共通要領 様式第2号）及び算定の根拠となる証拠書類（損益計算書、総勘定元帳等）

### 申請に当たっての留意点

助成金の受給に当たっては各種要件がありますので、パンフレットをご覧ください、不明な点は本支給申請前に労働局にお問い合わせください。

